

会員の皆さまへ

会員会則改定のお知らせ

株式会社ドウ・スポーツプラザ

平素はドウ・スポーツプラザをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

この度、消費者契約法の観点から、現在の会員会則の一部改定する事となりましたので、お知らせ致します。

今後も会員の皆さまへの、健康増進に寄与すべく努めてまいりますので、何卒引き続きのご利用をお願い申し上げます。

記

ドウ・スポーツプラザ クラブ会員会則の改定

改定日:2018年8月1日

対象の条文	改定後の条文
<p>【諸会費、諸料金】 第9条(4)一旦納入した諸会費、諸料金は理由の如何を問わず、返還いたしません。</p>	<p>全文を改定します。 【諸会費、諸料金】 第9条(4)会員は本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は本クラブが定めるものとします(月会費は会員が本クラブの会員を有する限り現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払義務が発生します)</p>
<p>【盗難及び紛失】 第20条会員及びビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難及び紛失等の被害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償・保証等の責任を負いません。</p>	<p>【盗難及び紛失】 第20条 下線の部分を「会社の責めに帰すべき理由がない限り」に改める。</p>
<p>【施設の休業・利用制限・閉鎖】 第21条(3)第(1)項に定めるほか、会社は、次の事由により本クラブ施設の一部又は全部の利用を制限し、もしくは施設を閉鎖することができます。尚この場合、会員に対する補償は行わないものとします。⑤その他不回避の事由が発生したとき。</p>	<p>【施設の休業・利用制限・閉鎖】 第21条(3) 下線「尚この場合、会員に対する補償は行わないもの」とします。⇒「削除」する。 ⑤ 下線を「その他、閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき」に改める。</p>
<p>【改定】 第26条本クラブ会員会則の改定及び変更は会社によって行われるものとし、その効力は改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。</p>	<p>【改定】 第26条本クラブ会員会則の改定及び変更は会社によって行われるものとし、その効力は改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本クラブが本契約の改定及び変更を行うときは、改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。 下線部分を加筆します。</p>

以上